## 地域活動交付金事業 予算科目早見表

	交付対象となる経費	交付補助対象とならない経費	見積
報償費	・外部講師謝礼及び出演料 1時間あたり9,000円を上限とし、30分毎 に加算する額は4,500円を基準とする。 (交通費は除く。) *団体の構成員に対する謝礼については、構 成員が特別な知識、経験、技術を有しており、 講演会の講師や、イベントでの技術指導、専 門的な作業、また実行委員会事務局、法的手 続きなどの特別な事務作業は対象とする。 ・個人へ謝礼を払う場合は、源泉徴収を忘れ ないようにしてください。	・様々な場合がありますので、検討される場合は、お早めに自治振興事務 所にご相談ください。	<b>※</b> 1
旅費	・外部講師の交通費や宿泊費 ・公共交通機関利用は、実費 ・自家用車、タクシー利用は、1km あたり 37円で計算	<ul><li>・事業者の構成員にかかる交通費や宿 泊費</li><li>・事業参加者の交通費や宿泊料</li></ul>	
消耗品費	<ul> <li>・活動資料やパンフレット等の用紙代、封筒、 文房具、種子の購入費など</li> <li>備品購入費との区別</li> <li>・判断しがたい場合は、単品の購入予定価格が1万円未満のものは消耗品費</li> </ul>	・単なる行事の賞品、記念品	<b>※</b> 2
燃料費	・イベントでのプロパンガス等使用料 ・事業遂行上必要な、農機具等の燃料代	・事業者の施設におけるガス、灯油 ・事業者構成員が使用する車のガソリ ン	
食 糧 費	<ul><li>・外部講師の食事代</li><li>(1 食あたり 7 0 0 円以内)</li><li>・作業における参加者のお茶代</li></ul>	・事業者構成員の食事、茶菓子代	
印刷製本費	・活動資料やパンフレット等の印刷、コピー 代や実績報告書、成果報告用資料や写真代	・事業参加者に配布する為の記念写真 代 ・高額な装丁をした報告書の印刷代	<b>※</b> 2
光熱水費	・イベントで使用した電気料や水道料	・事業者の施設における電気、水道料	
修繕料	・事業に使用する備品等の修繕料		<b>※</b> 2
通信運搬費	・事業に関する郵送料や宅配料	・事業者の施設における電話、通信料	
保険料	・イベント等開催の場合の参加者用傷害保険料	・火災保険、地震保険、車両にかかる保険の保険料	

	交付対象となる経費	交付補助対象とならない経費	見積
委託料	・専門的知識や技術を要する業務の外部委託料	・事業者で実施可能な業務の委託	<b>%</b> 3
使用料及び 賃 借 料	・会議室、施設、器具の使用料やバス等の借上料	・事業者が所有している施設等の使用料 や借上料	<b>※</b> 2
工事請負費	・工事請負契約による土地や工作物の造成、 製造等	・事業者で実施可能な業務の請負	<b>※</b> 3
原材料費	・工事や製造に使用する土、セメント、間 伐材や苗木代 ・料理教室、イベントで使う食材料費	・飲食が主たる目的である場合の食材費	<b>※</b> 2
備品購入費	・1品単価が1万円以上で、1年以上その形状を変えずに利用できるもの		<b>※</b> 2

- ※1 見積書、又は事前の相談が必要です。
- ※2 同じ業者で消費税を含む合計金額が1万円以上の場合1者以上、10万円以上の場合2者以上の見積書が必要です。
- ※3 同じ業者で消費税を含む合計金額が10万円未満の場合1者以上、10万円以上の場合2者以上の見積 書が必要です。

## その他の交付対象とならない経費

- ①団体の事務所等を維持するための経費
- ②施設、設備等の維持管理費
- ③用地取得費
- ④領収書等の支払いが明確にできない経費
- ⑤その他市長が社会通念上適切でない経費

## 見積書が必要な経費

区分	同一業者からの見積合計額	見積業者必要数
工事請負費	10万円未満	1 者以上
委託料	10万円以上	2者以上
報償費 消耗品費 修繕料	1万円以上10万円未満	1者以上
印刷製本費 使用料·賃借料 原材料費	10万円以上	2者以上